

総社市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第25号

総社市税条例施行規則の一部を改正する規則

総社市税条例施行規則（平成17年総社市規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び様式の表示並びに削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<p>(納入書等の様式) 第4条 次の各号に掲げる文書の様式は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(37) 略 <u>(38)から(45)まで</u> 削除  (46)～(80) 略</p>	<p>(納入書等の様式) 第4条 次の各号に掲げる文書の様式は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(37) 略 <u>(38) 市税に対する異議申立書 (その1)</u> 様式第41号 <u>(39) 市税に対する異議申立書 (その2)</u> 様式第42号 <u>(40) 異議申立書の補正命令書</u> 様式第43号 <u>(41) 証拠書類等提出書</u> 様式第44号 <u>(42) 証拠書類等受領書</u> 様式第45号 <u>(43) 検証通知書</u> 様式第46号 <u>(44) 異議申立取下書</u> 様式第47号 <u>(45) 決定書</u> 様式第48号 (46)～(80) 略</p>

改正後	改正前
<p>別表第2（第8条の2関係） 軽自動車等を運転する者が身体障害者と生計を一にする者又は身体障害者を常時介護する者の場合</p>	<p>別表第2（第8条の2関係） 軽自動車等を運転する者が身体障害者と生計を一にする者又は身体障害者を常時介護する者の場合</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p><u>備考</u> 下肢不自由又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害の障害の級別が7級に該当し、他の障害を有することによって身体障害者手帳の交付を受けている者については、下肢不自由又は移動機能障害の障害の等級を6級とする。</p>	
<p><u>様式第7号（第4条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p><u>様式第7号（第4条関係）</u> 略</p>
<p><u>様式第19号（第4条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p><u>様式第19号（第4条関係）</u> 略</p>
<p><u>様式第20号（第4条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p><u>様式第20号（第4条関係）</u> 略</p>
<p><u>様式第21号（第4条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p><u>様式第21号（第4条関係）</u> 略</p>
<p><u>様式第41号（第4条関係）</u> 削除</p>	<p><u>様式第41号（第4条関係）</u> 略</p>
<p><u>様式第42号（第4条関係）</u> 削除</p>	<p><u>様式第42号（第4条関係）</u> 略</p>
<p><u>様式第43号（第4条関係）</u> 削除</p>	<p><u>様式第43号（第4条関係）</u> 略</p>
<p><u>様式第44号（第4条関係）</u> 削除</p>	<p><u>様式第44号（第4条関係）</u> 略</p>
<p><u>様式第45号（第4条関係）</u> 削除</p>	<p><u>様式第45号（第4条関係）</u> 略</p>
<p><u>様式第46号（第4条関係）</u> 削除</p>	<p><u>様式第46号（第4条関係）</u> 略</p>

改正後	改正前
<u>様式第47号（第4条関係）</u> 削除	<u>様式第47号（第4条関係）</u> 略
<u>様式第48号（第4条関係）</u> 削除	<u>様式第48号（第4条関係）</u> 略
<u>様式第52号（第4条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第52号（第4条関係）</u> 略
<u>様式第76号（第4条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第76号（第4条関係）</u> 略
<u>様式第81号（第4条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第81号（第4条関係）</u> 略

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

年 月 日			
相 続 人  様  総社市長 <span style="float: right;">(印)</span>			
相続人の 代表者	フリガナ		
	氏 名		
	住 所		
		電 話 番 号	
		(            )	
		—	
被相続人	フリガナ		
	氏 名		
	死亡時の 住 所		
	死亡年月日		
相 続 人	氏 名	被相続人 との続柄	住 所
備考	相続人代表の指定がなかったため		

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。  
 なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第19号(第4条関係)

保 全 担 保 提 供 命 令 書		
年 月 日		
特別徴収義務者 (納 税 者) 住 (居) 所 (所 在 地) <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">総社市長 <span style="float: right;">印</span></p>		
地方税の徴収上必要があるので、地方税法第16条の3第1項の規定により次のとおり担保の提供を命じます。		
担 保 の 内 容	担保される市税	年 月 日以降に課される 税 税
	担保される金額	円
	担保の種類	次に掲げるもので上記金額を担保するに足りるものを提出してください。なお、第三者の所有するものであっても差し支えありません。
担保の提供期限		年 月 日
備 考	1 担保される金額の算出根拠は、次のとおりです。  2	

- 注 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができます。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

<p>保全担保に係る抵当権設定通知書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>特別徴収義務者 (納税者) 住(居)所 (所在地)</p> <p style="text-align: center;">様</p>	
<p>総社市長 <span style="float: right;">印</span></p>	
<p>先に保全担保提供命令書により命令した担保の提供がないので、次のとおりあなたの財産について抵当権を設定しますので、地方税法第16条の3第4項の規定により通知します。</p>	

<p>抵当権の内容</p>	<p>担保される金額</p>	<p>年 月 日以降に課される</p>	
		<p>税 税</p>	
	<p>担保される金額</p>		<p>円</p>
	<p>(名称, 数量, 性質及び所在地)</p>	<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>	

注 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として(訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。)、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

保 全 差 押 金 額 決 定 通 知 書				
年 月 日				
納 税 者				
(特別徴収義務者)				
住 (居) 所				
(所 在 地)				
様				
総社市長 <span style="float: right;">印</span>				
次のとおり保全差押金額を決定しましたので、地方税法第16条の4第2項の規定により通知します。				
保 全 差 押 金 額	年 度	税 目	納 期	金 額
				円

注 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができます。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

— 督 促 状 —

下記の金額が未納ですので至急納付してください。

※ 本書の到着前までに納付済みの場合は、行き違いですのであしからずご了承ください。

※ 納付場所は、裏面をご覧ください。

◎ この領収証書は5年間大切に保管してください。

領 収 証 書 ( 総 社 市 ) ㊤

口座番号	01230—3—960055
加入者名	総社市会計管理者
世帯番号	
通知番号	
識別番号	
納付書番号	
	円
	円
	円
合計金額	円
納期限	

左記のとおり  
領収しました。

領 収 日 付 印	
-----------------------	--

(納付者保管)

※この用紙は直接機械で処理しますので汚したり折り返したりしないでください

領 収 済 通 知 書 ( 総 社 市 ) ㊤

口座番号	01230—3—960055	加入者名	総社市会計管理者
------	----------------	------	----------

世帯番号	
通知番号	
識別番号	

	円
	円
	円
合計金額	円

上記のとおり領収しました。

総社市会計管理者様  
総社市指定金融機関等

取りまとめ店	〒730—8794 ゆうちょ銀行広島貯金事務センター
--------	-------------------------------

納 付 書 ( 総 社 市 ) ㊤

口座番号	01230—3—960055
加入者名	総社市会計管理者
世帯番号	
通知番号	
識別番号	
納付書番号	
	円
	円
	円
合計金額	円
納期限	

左記のとおり  
領収しました。

領 収 日 付 印	
-----------------------	--

(金融機関等保管)

注 意

◎延滞金について

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間については年7.3%）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における当該告示された割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該告示された割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）を乗じて計算した額です。

◎滞納処分について

この督促状の発行日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることがあります。

◎不服の申立て、処分の取消しの訴えについて

1 この督促について不服がある場合は、この督促があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。  
2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。

- （1）審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。
- （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この督促があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの督促（審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



(その2)

督促状

注意

【納付義務者】

氏名	
住所	
世帯番号	
通知番号	
識別番号	
備考	
税目	
調定年度	
賦課年度	
期別	
税額	
督促手数料	
延滞金	※規定により算出した額
納期限	

上記金額が未納となっておりますので、至急、指定金融機関等に納付してください。なお、本書の到着前までに納付済みの場合は、行き違いですのであしからずご了承ください。

◎延滞金について

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間については年7.3%）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における当該告示された割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該告示された割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）を乗じて計算した額です。

◎滞納処分について

この督促状の発行日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることがあります。

◎不服の申立て、処分の取消しの訴えについて

1 この督促について不服がある場合は、この督促があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この督促があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの督促（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第76号(第4条関係)

再													
台帳	徴収簿												
釧産税更正(決定)通知書													
第	号	年 月 日											
	年度	(納税者) 住(居)所 (所在地)											
	月分	総社市長								印			
地方税法第533条第4項の規定により次のとおり更正(決定)しましたので通知します。													
課 税 標 準	更正 (決定)額				億	千	百	十	万	千	百	十	円
	既申告(更正決定)額												
	増減額												
同上の不足 税(金)額													
過少申告 不申告 加算金		既決定額											
		更正 (決定)額											
重 加 算 金		既決定額											
		更正 (決定)額											
この更正(決定)に基づく不足税額及び過少申告加算金等については、年 月 日までに総社市指定金融機関等へ納めてください。													

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として(訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。)、提起することができます。  
 なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第81号(第4条関係)

処理番号	台帳	徴収簿	

入湯税更正(決定)通知書							
第 号	(特別徴収義務者)						年 月 日
年度	住(居)所						
月分	様						
総社市長 <span style="float: right;">印</span>							
地方税法第701条の9の規定により、次のとおり更正(決定)しましたので通知します。							
課税標準	更正(決定)額	十	万	千	百	十	円
	既申告(更正決定)額						
	増 減 額						
同上の不足金額							
過少申告 不申告 加算金	既決定額						
	更正(決定)額						
重 加 算 金	既決定額						
	更正(決定)額						
この更正(決定)に基づく不足金額及び過少申告加算金等については、 年 月 日までに総社市指定金融機関等へ納めてください。							

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として(訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。)、提起することができます。
 

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

  - 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。